

平成 25 年兵庫県立大学工学研究科規程第 22 号
兵庫県立大学工学研究科機種選定委員会規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、兵庫県立大学工学研究科教授会規程（平成 25 年兵庫県立大学工学研究科規程第 2 号）第 8 条第 2 項の規定に基づき、工学研究科で購入する物品等の機種選定事務の適正化を図るために設置する工学研究科機種選定委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第 2 条 委員会は、総額 200 万円以上の物品の購入又は借上げをしようとする場合、その機種の選定を行う。

(組織)

第 3 条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 工学研究科長（以下「研究科長」という。）
- (2) 教務委員会委員長
- (3) 経理委員会委員長
- (4) 各専攻長

2 前項各号に掲げる者のほか、研究科長が必要と認めた者を委員に加えることができる。

(委員長)

第 4 条 委員会に委員長を置き、研究科長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を主宰する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会の成立は、構成員の過半数の出席を必要とする。専攻長に支障あるときは、当該専攻長があらかじめ指名する教授が委員会に代理出席しなければならない。

3 議決は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長が必要と認めた場合は、委員会の同意を得て、関係教職員その他議事に関係のある者から、意見を聴くことができる。

(秘密の保持)

第 6 条 委員会の会議に出席した者は、議事の経過を漏らしてはならない。

(議事の記録)

第 7 条 委員会の審議の概要は、議事録に記録しておかなければならない。

(庶務)

第 8 条 委員会の庶務は、工学研究科に係る事務組織において行う。

(規程の改正)

第 9 条 この規程の改正は、工学研究科教授会の意見を聴いた上で研究科長が行う。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員会の意見を聴いた上で委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月18日一部改正)

(施行期日)

1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。